

第九十二号議案

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年九月十四日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成十年三月江戸川区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項」を「第十二条の四第一項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第三条第一項、第四条、第五条第二項、第十三条第一項及び第十八条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用短時間勤務職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(説明)

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の改正に伴い、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、休日、休暇等について、規定を整備する必要がありますので、本案を提出いたします。